

認定整備等事業者に対する貸付概要及び借入申込書の決定並びに公表について

本機関は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。）の改正に伴い、法第 28 条の 50 第 1 項に規定する認定整備等事業者（以下「認定整備等事業者」という。）に対し、当該認定整備等事業者が法第 28 条の 50 第 2 項に規定する認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けることが可能となった。

これを受け、業務規程第 64 条の 5 第 3 項の規定に基づき、認定整備等事業者に対する貸付に係る基本的な条件を貸付概要として定めるとともに、業務規程第 64 条の 6 の規定に基づき、認定整備等事業者から借入申請を受ける場合の申請様式として借入申込書を定め、公表する。

【添付資料】

別紙 1：認定整備等事業者に対する貸付概要

別紙 2：借入申込書

【参考】業務規程

（資金の貸付け）

第 6 4 条の 5 本機関は、認定整備等事業者に対して、認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付ける。

2 本機関は、資金を貸し付けるに当たり、認定整備等事業者から、認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金の借入申請を受ける。

3 本機関は、前項の規定により申請を受けた場合には、貸付けに係る条件その他の必要な事項を決定する。

4 本機関は、第 2 項の規定により借入申請を行った認定整備等事業者に対し貸付けに係る条件その他の必要な事項を通知する。

5 本機関は、前項の規定により通知した認定整備等事業者との間で、貸付けに関する契約を締結する。

6 本機関は、前項の規定により契約を締結した認定整備等事業者に対して、当該契約に基づき資金を貸し付ける。

7 本機関は、第 5 項の規定により契約を締結した認定整備等事業者との協議により当該契約の変更が必要と認めた場合は、当該契約の変更を行う。

(資金の貸付けの申請様式)

第64条の6 本機関は、認定整備等事業者から、認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金の借入申請を受ける場合の申請様式を定め、公表する。

以 上

認定整備等事業者に対する貸付概要

2025年3月19日
電力広域的運営推進機関

- 電気事業法（以下単に「法」という。）第28条の40第1項第5号の3及び業務規程第64条の5の規定に基づく電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の貸付に関しては、本貸付概要（以下「本概要」という。）に定める条件等に反しない内容とする。
- 本機関による貸付の詳細な条件等については、貸付毎に本機関と認定整備等事業者（法第28条の50第1項に定義される認定整備等事業者をいう。以下同じ。）との間で締結される金銭消費貸借契約書（以下「貸付契約」という。）において個別に定めるものとする。
- 本機関による貸付を民間金融機関等からの貸付に劣後させる場合、優先劣後関係の詳細については、当該民間金融機関等、本機関及び認定整備等事業者との間で締結される債権者間協定書（以下「債権者間協定」という。）において個別に定めるものとする。
- 本機関の貸付を受けようとする者は、遅くとも整備等計画（法第28条の49第1項に定義される整備等計画をいう。）の経済産業大臣の認定を申請する前に、資源エネルギー庁及び本機関に事前相談を行うこととする。

1	貸付対象者	● 本機関は、認定整備等事業者に対してのみ、貸付を行うものとする。
2	貸付対象事業 (資金使途)	● 本機関による貸付の資金使途は、認定整備等事業者が、法第28条の50第2項に定義される認定整備等計画（以下「認定整備等計画」という。）に要する費用、その他当該事業に関連する費用として本機関が認めた費用（公租公課、優先貸付人（民間金融機関等）による貸付の利息及び手数料、建設予備費、積立金等を含む。）とする。
3	優先劣後関係	● 本機関の貸付は、民間金融機関等からの資金調達のみでは不足する部分を補完することを目的とした公的支援の性格が強いものであるため、返済順位を民間金融機関等の貸付に対して劣後させることができるものとする。
4	貸付の実行	● 本機関は、対象となる整備等計画が経済産業大臣の認定を取得した後、貸付を行うことができる。本機関の貸付は、優先貸付人（民間金融機関等）による貸付に先行して行うことができるものとする。
5	貸付金額	● 本機関による貸付の金額は、貸付契約に基づく貸付の実行までに法第99条の8に基づき本機関に納付された値差収益から、法第28条の40第1項第5号の2に基づく交付金交付業務（以下「交付金交付業務」という。）に必要な額を控除した、交付金交付業務に支障のない金額を上限とする。
6	貸付利息	● 本機関による貸付の利率は、固定利率とし、本機関が法第28条の40第1項第5号の3の定めに基づく貸付業務（以下「貸付業務」という。）に要する費用を回収可能な程度の水準とする。 ● 尚、延滞時の遅延損害金は不要とする。 ● 利息の徴収により本機関に発生した収益については、納付済値差収益同様に、今後の貸付業務又は交付金交付業務の原資として使用する。

7	貸付期間	● 本機関による貸付の期間は、長期を原則としたうえで、民間金融機関等による貸付の条件を考慮し、交付金交付業務に支障のない期間（但し、最長でも、認定整備等計画に係る設備の資産構成上で最も割合の大きいものの法定耐用年数以内）とする。
8	返済方法	● 原則として、認定整備等計画に係る設備の運転開始後、元金均等返済とする。
9	担保及び保証	● 本機関の貸付に関して、借入人若しくは第三者の担保又は保証は不要とする。
10	手数料	● 本機関の貸付に係る手数料は不要とする。
11	期限前弁済	● 借入人は、元本弁済日より前に元本の全部又は一部を弁済することができる。 ● 但し、優先貸付人（民間金融機関等）による貸付の全てが完済されていない場合には、債権者間協定の規定に基づき、優先貸付人（民間金融機関等）等の事前の書面による承諾を取得していることを条件とする。
12	借入人による地位等の譲渡	● 借入人は、本機関が書面により事前に承諾しない限り、貸付契約上の地位又は権利義務を第三者に譲渡することができないものとする。
13	貸付人による地位等の譲渡	● 優先貸付人（民間金融機関等）による貸付の全てが完済されていない場合には、債権者間協定の規定に基づき、本機関は、優先貸付人（民間金融機関等）等の事前の書面による承諾がある場合を除き、貸付契約上の地位又は権利義務を第三者に譲渡することはできないものとする。
14	追加貸付	● 本機関は、借入人の求めに応じて交付金交付業務に支障のない範囲で追加貸付を行う（追加貸付契約を締結する）ことができる。 ● 追加貸付の詳細な条件等は、原則として当初の貸付と同様とする。

年 月 日

電力広域的運営推進機関 様

(申込者)

住所

名称

代表者名

⑩

電話番号

借入申込書

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。） 第 28 条の 50 第 1 項に規定する認定整備等事業者として、法第 28 条の 50 第 2 項に規定する認定整備等計画（以下「認定整備等計画」という。）に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金を下記のとおり借り入れたいので、関係書類を添えて申し込みます。

記

1. 貸付金の額 _____ 円
2. 認定整備等計画名 _____
3. [初回]借入希望日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

【担当連絡先】

所属名	
担当者名	
電話番号	
FAX	
E-Mail	